

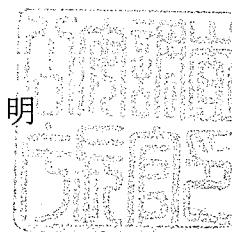


公調総発第154号  
平成25年6月7日

## 行政文書開示決定通知書

新 海 聰 様

公安調査庁長官 尾崎道明



平成25年5月10日受付第13-1-5号の行政文書の開示請求（開示する行政文書の名称等：「懲戒事案等の取扱いについて」（昭和60年3月25日付け公調職発第224号次長依命通達）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 開示する行政文書の名称

「懲戒事案等の取扱いについて」（昭和60年3月25日付け公調職発第224号次長依命通達）

#### 2 不開示とした部分とその理由

なし

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公安調査庁長官に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、決定の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

#### 3 開示の実施方法

希望された実施の方法 写しの送付

担当課等

公安調査庁総務部総務課審理室

TEL : 03-3592-5711



## ○懲戒事案等の取扱いについて

次長依命通達  
各局長・所長あて  
昭和60年3月25日公調職発第224号  
(昭和60年4月1日から実施)  
(最終改正:平成13年3月1日公調人発第168号)

(前文省略)

### 記

1 公安調査局長及び公安調査事務所長は、所属職員が国家公務員法第82条第1項各号の一に該当する事案、又はこれに準ずる不祥事案を起したときは、その事案の概要を遅滞なく本庁(総務部長)に報告するとともに、事後の措置に万全を期さなければならない。

なお、公安調査事務所長にあっては、必ず所轄公安調査局長を経由して報告するものとする。

2 公安調査局長及び公安調査事務所は、前記事案が発生したときは、速やかにその態様、程度及び情状等を調査し、また、関係職員からは具体的な事実を詳記した自認書(てん末書)、始末書等を徴さなければならない。

3 公安調査局長は、所属職員(管下公安調査事務所の職員を含む。以下同じ。)に係る第1項の事案の内容を十分確認した上、懲戒処分が相当であると思料するときは、処分の種類及び量定に関する処分案を、また、法に規定された懲戒処分には至らないが訓告、厳重注意等の措置に付すことが相当であると思料するときは、その措置案を作成するものとする。

処分案又は措置案には、その具体的な事実関係を記述した文書、その事実を証明する資料、自認書、始末書を添付することとする。

4 公安調査局長は、当該職員について懲戒処分又は訓告、厳重注意等の措置に付すときは、前項による処分案又は措置案について、長官の承認を受けなければならない。

5 長官の任命権に属する職員については、第3項の処分案を本庁(総務部長)に送付するものとする。

6 当該職員に対する懲戒処分又は訓告、厳重注意等の措置については速やかに行うものとする。

